

I. 法人の概要

1. 法人の沿革

公益財団法人ひかり協会は、森永ひ素ミルク中毒被害者の救済事業を実施する公益法人として設立された。

森永ひ素ミルク中毒事件（1955年）から法人の設立（1974年）、及び事業などの今日までの主な経緯は次のとおりである。

（1）法人設立前の沿革

- 1955年 6～8月 西日本一帯の人工栄養児に「奇病」発生
- 8月 岡山県衛生部が「森永ドライミルク中よりひ素検出」と発表
- 9月 森永ミルク被災者同盟全国協議会結成
(事件は「解決」したとし1956年4月解散)
- 1969年10月 丸山博大阪大学教授が「14年目の訪問」発表（第27回公衆衛生学会）
- 11月 全国組織「森永ミルク中毒のこどもを守る会」発足
- 1972年 6月 厚生省が被害者手帳の交付を表明
- 8月 「守る会」が「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」（恒久対策案）決定
- 12月 「守る会」が森永製品の不買(売)と民事訴訟を決議
- 1973年10月 厚生省の呼びかけにより、厚生省・「守る会」・森永乳業で構成する三者会談を開始
- 12月 三者会談確認書を締結（救済機関の設置など）

（2）法人設立後の沿革

- 1974年 4月 財団法人ひかり協会設立
- 6月 協会が「暫定措置」の事業を開始
- 9月 協会が名簿にもとづき全保護者に挨拶状と協会との連絡希望のアンケート調査票を発送
- 1978年 9月 協会が「救済事業のあり方」を決定
- 1982年 4月 協会が被害者本人の面接を基本とした「健康と生活」の定期的実態把握調査事業を開始
- 8月 第15回三者会談が協会を三者会談の構成団体とすることを決定（以後「三者会談」と表示）
- 1983年 6月 「守る会」は、会員資格を親族及び被害者とし、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に改称
- 11月 協会が疫学調査を大阪府立成人病センターに委託
- 1985年 3月 労働省が「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県に通知
- 11月 協会が「30歳代をむかえての被害者救済事業のあり方」を決定

- 1988年11月 厚生省が「森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議」を開催（その後、政令市も加え毎年開催。2011年度より全都道府県・政令市・特別区を対象とし、全国担当係長会議とした。）
- 1991年7月 厚生省が「ひかり協会事業に対する協力」を都道府県に通知
- 1994年11月 協会が「40歳以降の被害者救済事業のあり方」を決定
- 1995年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件40周年祈念式典を開催（和歌山県高野山）
- 1999年3月 協会が“「事務局体制の改革構想」の具体化について（ブロック制実施要綱）”を決定
- 4月 事務局体制をブロック制に移行
- 2002年3月 ブロック制実施要綱による救済事業の「第一次10ヵ年計画」（障害のある被害者の将来設計実現の援助と自主的健康管理の援助事業の充実）を決定
- 2005年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件50周年記念式典を開催（和歌山県高野山）
- 2007年1月 厚生労働省が「ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力」を障害福祉課長との連名で都道府県に通知
- 2010年7月 評議員設置特例財団法人の認可及び登記
- 11月 ブロック制実施要綱による救済事業の第二次10ヵ年計画を決定
- 2011年3月 公益財団法人の認定
- 4月 公益財団法人として登記
- 2012年4月 地区センター事務所を中心とした運営（県事務所統廃合）に移行
- 2013年2月 厚生労働省が「ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力」を老健局3課長との連名で都道府県に通知
- 2014年8月 厚生労働省が「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱い」を都道府県に通知
- 2014年12月 厚生労働省が「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供（依頼）」を都道府県に通知
- 2015年9月 「三者会談」構成の四者が合同で事件60周年記念式典を開催（和歌山県高野山）
- 2016年9月 厚生労働省が「ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」を3局（6課）連名の事務連絡で都道府県に通知
- 2019年1月 厚生労働省が「ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」を3局（4課）連名の事務連絡で都道府県に通知
- 2021年5月 ブロック制実施要綱による救済事業の第三次10ヵ年計画を決定

(3) 被害者の状況（2024年3月31日現在）

被害者総数	13,462名
内、常時協会との連絡を希望する者	5,233名

2. 法人の目的及び事業

(1) 法人の目的（定款第3条）

この法人は、森永ミルク中毒事件に起因する被害の救済のための事業及びこれに関連する調査・研究その他の事業を行い、被害者等の福祉の増進を図り、もって公衆衛生及び社会福祉の向上に資することを目的とする。

(2) 法人の事業（定款第4条）

- ① 被害者の継続的健康管理に関する事業
- ② 被害者の治療・養護に関する事業
- ③ 被害者等の生活保障又は援護に関する事業
- ④ 被害者の教育及び保護育成に関する事業
- ⑤ 被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
- ⑥ 前各号の事業に関連する調査・研究の実施と公表に関する事業
- ⑦ 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
- ⑧ その他前条の目的を達成するために必要な事業

上記の事業は、全被害者を対象に行うものとする。

上記の事業は、日本全国において行うものとする。

3. 役員等の状況

(1) 評議員（2024年3月31日現在）

氏名	備考
青山和夫	森永乳業株式会社特別顧問
梅田珠実	国立国際医療研究センター客員研究員
大前哲彦	元大阪体育大学教授／大阪府地域救済対策委員会委員長
金子努	県立広島大学保健福祉学部人間福祉学科教授／広島県地域救済対策委員会委員長
亀井美登里	埼玉医科大学医学部社会医学教授（医師）
木下明	森永乳業株式会社渉外本部渉外部長
久村忍	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局次長
桑田正彦	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部理事長
齋藤弘	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事
堺祥子	井口・堺法律事務所（弁護士）／九州地域救済対策委員会委員長
高井康行	一般財団法人長寿社会開発センター理事長
田中喜代史	医療法人社団翠会介護老人保健施設練馬ゆめの木（医師）
中村正樹	医療法人財団南葛勤医協副理事長（医師）／東京都地域救済対策委員会委員長
長江浩朗	医療法人青鳳会美摩病院院長（医師）／徳島県地域救済対策委員会委員長
廣田良夫	医療法人相生会臨床疫学研究センターセンター長（医学博士）
前川幸範	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事
村山晃	京都第一法律事務所（弁護士）／京都府地域救済対策委員会委員長
森田隆史	森永乳業株式会社執行役員・渉外本部長
吉崎振起	岡山医療生活協同組合コープ西大寺診療所（医師）／岡山県地域救済対策委員会委員長
吉田和子	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部常任理事

合計：20名

注記－2024年3月末日までの評議員の異動状況

ア. 退任評議員

氏名	備考	退任年月日
加治屋 徹	社会福祉法人青鳥会評議員／九州地域救済対策委員会委員長	2023年6月4日

イ. 新任評議員

氏名	備考	就任年月日
堺 祥子	井口・堺法律事務所（弁護士）／九州地域救済対策委員会委員長	2023年6月4日
中村 正樹	医療法人財団南葛勤医協副理事長（医師）／東京都地域救済対策委員会委員長	2023年6月4日

(2) 理事及び監事（2024年3月31日現在）

役職名	氏名	備考
理事長 (代表理事)	前野 直道	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部相談役
常務理事	平松 正夫	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部事務局長
“	塩田 隆	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部副理事長
理事	遠藤 明	公益社団法人生駒会松戸診療所所長（医師）
“	金子 武嗣	金子・中・森本法律特許事務所（弁護士）
“	藤崎 清道	東京都赤十字血液センター（医師）
“	祖父江 友孝	大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座環境医学教授
“	松原 由美	早稲田大学人間科学学術院人間科学部保健福祉科学科教授
“	港 毅	森永乳業株式会社取締役常務執行役員
“	村井 知実	元ひかり協会西近畿地区センター長
監事	小幡 寛子	公認会計士・税理士
“	中島 洋	森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会全国本部副理事長

合計：12名

注記－2024年3月末日までの理事及び監事の異動状況

ア. 退任理事

氏名	備考	退任年月日
三宅 智	広島検疫所所長（医師）	2023年6月9日

イ. 新任理事

氏名	備考	就任年月日
村井 知実	元ひかり協会西近畿地区センター長	2023年6月4日

(3) 相談役（2024年3月31日現在）

氏名	備考
松田 朗	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会顧問（医師）

合計：1名

4. 事務所の状況 (2024年3月31日現在)

事務所	所在地	電話／FAX
法人事務所 (本部事務局)	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館2F	(06)6371-5304 ◎(06)6371-5348
《関東ブロック》		
関東地区 センター事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿5丁目4-1 新宿Qフラットビル607	(03)3352-0972 ◎(03)3352-1040
《東近畿ブロック》		
東近畿地区 センター事務所	〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路上ル 東塩小路町608-9 日本生命京都三哲ビル5F	(075)284-2421 ◎(075)343-0221
《西近畿ブロック》		
西近畿地区 センター事務所	〒530-0022 大阪市北区浪花町13番38号 千代田ビル北館4F	(06)6371-2160 ◎(06)6371-2167
《東中国ブロック》		
東中国地区 センター事務所	〒700-0984 岡山市北区桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル4F	(086)232-3855 ◎(086)232-3027
島根出張所	〒690-0046 松江市乃木福富町263-7	※(0852)24-9511
《西中国ブロック》		
西中国地区 センター事務所	〒732-0052 広島市東区光町2丁目9-30 竹本ビル301号	(082)263-7035 ◎(082)263-7238
山口出張所	〒745-0032 周南市銀座2-24-2 SUNAMIビル2F	(0834)31-3283 ◎(0834)31-3285
《四国ブロック》		
四国地区 センター事務所	〒770-0841 徳島市八百屋町1-14 グラン徳島ビル5F	(088)653-4859 ◎(088)615-1643
《九州ブロック》		
九州地区 センター事務所	〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3丁目23番22号 シティ22ビル8F	(092)441-0253 ◎(092)441-0279

注記：表中の※印は電話・FAX兼用、◎印はFAX専用。

Ⅱ. 事業の状況

1. 期首の事業計画の概要

(1) 事業と運営・体制の基本

- ① 第三次10ヵ年計画前期3年度の事業として、「40歳以降の被害者救済事業のあり方」及び「金銭給付基準」に基づき、2つの重点事業を中心に各種の事業・運営の課題に適切に取り組む。事業の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止対策を取りながら事業を推進する。2つの重点事業の関係では、自主的健康管理の援助要綱と障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱（以下、2つの援助要綱）に基づき、事業を計画的に実施する。

また、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に係る守る会の提言を踏まえた「終生にわたる事業と運営・体制の構想」（案）を作成し、関係者の協力を得て検討を行う。

- ② 高齢者の医療制度に対応する医療費等入力システム構築の検討・準備を進め、2023年度内のシステム導入をめざす。
- ③ 評議員会・理事会・地域救済対策委員会・地域連絡協議会・救済事業専門委員会などについても、引き続き公益性・透明性を重視して運営する。なお、新型コロナウイルス感染防止対策だけでなく、合理的・効率的な会議運営のため Web 会議システムを活用するなど、工夫して取り組む。

また、全ブロック共通の事務について、可能な限り本部集約による合理化を進める。

- ④ 各地区センター事務所においては第三次10ヵ年計画遂行のための適切な業務分掌を行い、副地区センター長に必要な分任を行い、地区センター長を中心に事務所運営の充実を図る。7地区センター事務所体制による適切な事業実施に向けて、必要な内部監査及び現地指導を重視する。特に、地区センター長の要望に基づき、現地指導を強化する。

本部事務局においては、事務局長・事務局次長・本部主任の連携を強化して日常的に事務局長を補佐する体制をつくり、本部事務局会議の定期開催により重要課題の共有を図るなど、本部事務局の運営を強化する。現地業務の一部を本部に移行したことに対応するとともに、今後増加が見込まれる Web 機器の整備・管理や医療費等入力システムの構築・運用などの将来構想を展望して、本部職員を1名増員する。

また、今後の救済事業を支える人材育成のため、ブロック単位の研修を重視するとともに、新規採用職員研修及び入職3年以内職員研修を強化継続する。

また、全職員を対象に、高齢期の障害のある被害者の相談の充実を図るため相談業務グループ研修を実施する。

(2) 2つの重点事業の推進

- ① 自主的健康管理の援助

自主的健康管理の援助の一環として、医療費など保健医療費を支給する。

自主的健康管理の援助要綱に基づいて、事業を計画的に実施する。

- ② 障害のある被害者の生活設計実現の援助

障害のある被害者の生活設計実現の援助の一環として、生活手当など生活保障援助費を支

給する。

障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱に基づいて、事業を計画的に実施する。

(3) 協力体制の強化

① 行政協力

社会保障制度などの改革を踏まえた行政協力が、自主的健康管理の援助要綱及び障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱に即して、引き続き充実・発展するよう取り組む。

② 守る会

「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)などについて、本部二者懇談会で守る会と懇談する。

守る会の協力を得て、ブロック全体を視野に入れて救済事業を促進するため、ブロック二者懇談会を重視する。また、救済事業に対する主体的な協力を基本にした、「事業推進の軸」(二者懇談会と協力員)の活動を重視する。

③ 専門家

「ブロック制実施要綱」に基づき、専門家に対する必要な協力を要請する。

救済事業専門委員会に対して、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)や「私の健康設計(70歳代)」(案)など事業推進に関わる重要事項について検討を要請する。

地域救済対策委員会に対しては、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)や「私の健康設計(70歳代)」(案)の検討をはじめ、2つの援助要綱に基づく重点事業の推進に向けた取組の具体化への協力を求める。

④ 「三者会談」の三者の協力

地域包括ケアシステムの構築に向けた保健医療制度や障害者総合支援法などの社会保障制度の改革など、救済事業に大きな影響を及ぼす制度改革や行政組織の改編が進められており、三者会談確認書に基づく恒久救済事業が充実・発展するよう、引き続き三者に協力を要請し、「あり方」・「ブロック制実施要綱」・第三次10ヵ年計画の取組の促進を図る。

また、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)について意見を求める。

2. 理事会等の状況

(1) 評議員会の開催状況

① 第13回(2023年度第1回)評議員会

日 時：2023年6月4日(日)13:00~14:20

場 所：ホテル新大阪東口ステーションビル及び Web

出席状況：評議員19名のうち出席評議員17名、理事9名、監事2名

会議の目的事項

第1号議案 2022年度(第49期)財務諸表及び附属明細書並びに財産目録について承認を求める件

第2号議案 評議員の選任について承認を求める件

第3号議案 理事の選任について承認を求める件

(2) 理事会の開催状況

① 第234回（2023年度第1回）理事会

日 時：2023年5月20日（土）13：00～16：10

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室及び Web

出席状況：理事10名のうち出席理事9名、監事2名

会議の目的事項

第1号議案 疫学研究の委託について承認を求める件

第2号議案 第185回「三者会談」救済対策推進委員会の協会報告・提出議題について承認を求める件

第3号議案 2022年度（第49期）事業報告及び事業報告の附属明細書について承認を求める件

第4号議案 2022年度（第49期）予算の予備費の使用による予算の補正について承認を求める件

第5号議案 2022年度（第49期）財務諸表及び附属明細書並びに財産目録について承認を求める件

第6号議案 評議員の選任を評議員会に提案することについて承認を求める件

第7号議案 理事の選任を評議員会に提案することについて承認を求める件

第8号議案 内閣府への提出書類について承認を求める件

第9号議案 基本財産及び特定資産について承認を求める件

第10号議案 地域救済対策委員会委員の委嘱について承認を求める件

第11号議案 「終生にわたる事業と運営・体制の構想」について意見を求める件

② 第235回（2023年度第2回）理事会

日 時：2023年7月22日（土）13：00～15：10

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室及び Web

出席状況：理事10名のうち出席理事9名、監事2名

会議の目的事項

第1号議案 第56回「三者会談」における協会報告・提出議題について承認を求める件

第2号議案 「終生にわたる事業と運営・体制の構想」（案）について承認を求める件

第3号議案 2023年春闘結果等による「給与・旅費規程」の一部改正について承認を求める件

第4号議案 地域救済対策委員の委嘱について承認を求める件

第5号議案 地域専門委員の委嘱について承認を求める件

③ 第236回（2023年度第3回）理事会

日 時：2023年11月18日（土）13：00～15：00

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室及び Web

出席状況：理事10名のうち出席理事9名、監事2名

会議の目的事項

第1号議案 第187回「三者会談」救済対策推進委員会の協会報告・提出議題について承認を求める件

- 第2号議案 2023年度上半期事業の総括と下半期の取組について承認を求める件
- 第3号議案 第51期（2024年度）予算指針について意見を求める件
- 第4号議案 地域救済対策委員の委嘱について承認を求める件

④ 第237回（2023年度第4回）理事会

日 時：2024年1月13日（土）13：00～15：20

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室及び Web

出席状況：理事10名のうち出席理事10名、監事2名

会議の目的事項

- 第1号議案 第188回「三者会談」救済対策推進委員会における協会報告・提出議題について承認を求める件
- 第2号議案 第50期（2023年度）収支予算の補正について承認を求める件
- 第3号議案 第51期（2024年度）事業計画書骨子（案）について承認を求める件
- 第4号議案 第51期（2024年度）予算編成方針について承認を求める件
- 第5号議案 次期理事の推薦依頼について承認を求める件
- 第6号議案 地域救済対策委員会委員の委嘱について承認を求める件
- 第7号議案 第51期（2024年度）日程表について承認を求める件

⑤ 第238回（2023年度第5回）理事会

日 時：2024年3月9日（土）13：00～14：50

場 所：公益財団法人ひかり協会本部役員室及び Web

出席状況：理事10名のうち出席理事8名、監事2名

会議の目的事項

- 第1号議案 第51期（2024年度）事業計画書について承認を求める件
- 第2号議案 2024年度ひかり手当等の保障水準月額と支給月額の改定について承認を求める件
- 第3号議案 第51期（2024年度）収支予算書及び「資金調達及び設備投資の見込み」について承認を求める件
- 第4号議案 第14回評議員会の招集について承認を求める件
- 第5号議案 救済事業専門委員会への諮問事項について承認を求める件
- 第6号議案 疫学研究の委託について承認を求める件
- 第7号議案 事務局長の東近畿地区センター長代理兼任について承認を求める件
- 第8号議案 地区センター長及び副地区センター長の任命について承認を求める件
- 第9号議案 「理事等の退任記念、入院見舞、弔慰に関する規程」及び「専門委員等の退任記念、入院見舞、弔慰に関する規程」の一部修正について承認を求める件
- 第10号議案 地域救済対策委員の委嘱について承認を求める件

(3) 常務会廃止後の理事長専決事項の処理等

2004年3月31日をもって常務会が廃止されたことに伴い、理事長専決事項の処理等の日常業務を円滑に行うため、第140回理事会（2007年4月15日）は、常勤理事等をもって連絡調整会をもち、計画的に対応することとした。

連絡調整会はその後、評議員設置特例財団法人設立後の第152回理事会（2010年7月25日）で専務理事兼事務局長（前野直道）、常務理事（平松正夫・塩田隆）の構成となり、公益財団法人となった2011年度以降も同構成で運営された。

その後、第203回理事会（2018年6月10日）で、理事長（前野直道）、常務理事（平松正夫）、常務理事兼事務局長（塩田隆）の構成となった。また、第214回理事会（2020年3月14日）では、事務局より新たな事務局長を任命し、併せて部長職を廃し事務局次長を設置した。これにより、2020年4月1日以降の連絡調整会の構成は、理事長（前野直道）、常務理事（平松正夫・塩田隆）、事務局長（工藤俊二）、事務局次長（田川裕子）となった。

(4) 特別委員会の開催状況

① 統廃合推進検討委員会

第147回理事会（2009年4月12日）の決定に基づき、ブロック制実施要綱に示す県事務所（2012年度より出張所）の統廃合を推進させるため、統廃合推進検討委員会（理事会小委員会）が設置された。委員会の構成は、第228回理事会（2022年6月5日）で前野理事長、塩田常務理事、遠藤理事、港理事、守る会・江浪副理事長、平松事務局長、岡事務局次長、の7名（オブザーバー兼事務局として工藤事務局長、田川事務局次長）とした。

2023年度は開催しなかった。

② 「あり方」見直し検討委員会

第154回理事会（2010年11月27日）の決定に基づき、第二次10カ年計画の課題である「あり方」の見直しを検討する「あり方」見直し検討委員会（理事会小委員会）が設置された。委員会の構成は、第228回理事会（2022年6月5日）で前野理事長、塩田常務理事、遠藤理事、港理事、守る会・江浪副理事長、平松事務局長、岡事務局次長、の7名（オブザーバー兼事務局として工藤事務局長、田川事務局次長）とした。

2023年度は1回（2023年7月2日）開催し、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」（案）について検討した。

(5) 「三者会談」等の開催状況

① 「三者会談」

第56回「三者会談」

日 時：2023年8月20日（日）13：30～15：25

場 所：チサンホテル浜松町 2階「ふじの間」

出席者：厚生労働省6名、守る会23名、森永乳業4名、ひかり協会9名

協議事項：第三次10カ年計画に基づく行政協力の促進等について

② 「三者会談」救済対策推進委員会

ア. 第185回「三者会談」救済対策推進委員会

日 時：2023年6月2日（金）13：30～14：45

場 所：芝パークホテル 2階「ローズ」
 出席者：厚生労働省5名、守る会4名、森永乳業3名、ひかり協会3名
 協議事項：第三次10ヵ年計画に基づく行政協力の促進等について

イ. 第186回「三者会談」救済対策推進委員会

日 時：2023年10月6日（金）13：30～15：10
 場 所：芝パークホテル 2階「ローズ」
 出席者：厚生労働省6名、守る会5名、森永乳業3名、ひかり協会3名
 協議事項：第三次10ヵ年計画に基づく行政協力の促進等について

ウ. 第187回「三者会談」救済対策推進委員会

日 時：2023年12月1日（金）13：30～15：00
 場 所：芝パークホテル 2階「ローズ」
 出席者：厚生労働省4名、守る会5名、森永乳業3名、ひかり協会3名
 協議事項：第三次10ヵ年計画に基づく行政協力の促進等について

エ. 第188回「三者会談」救済対策推進委員会

日 時：2024年3月1日（金）13：30～15：00
 場 所：芝パークホテル 2階「ローズ」
 出席者：厚生労働省4名、守る会4名、森永乳業3名、ひかり協会3名
 協議事項：第三次10ヵ年計画に基づく行政協力の促進等について

(6) 専門委員会の開催状況

名 称	開催回数
救済事業専門委員会	2回
社会保障関係部会	1回
保健医療関係部会	1回
認定委員会	4回

(7) 監事の監査状況

年 月 日	摘 要	
2023. 4. 24	決算監査	小幡監事、中島監事
5. 9	決算監査	小幡監事、中島監事
10. 12～13	西中国地区センター事務所監査	小幡監事、中島監事
10. 16	上期監査	小幡監事、中島監事
10. 24	上期監査	小幡監事、中島監事
11. 1～2	九州地区センター事務所監査	小幡監事、中島監事
2024. 2. 19	下期監査	小幡監事、中島監事
3. 26	下期監査	小幡監事、中島監事

3. 職員等の状況

(1) 職員の配置 (2024年3月31日現在)

事務所名	事務局長・ 事務局次長・ 地区センター長	本部主任・ 副地区セン ター長	職員		合計 (人)
			常勤	非常勤	
本部事務局	2	2	7		11
《関東ブロック》 関東地区センター事務所	1	1	2		4
《東近畿ブロック》 東近畿地区センター事務所	1		10		11
《西近畿ブロック》 西近畿地区センター事務所	1	1	9		11
《東中国ブロック》 東中国地区センター事務所	1	1	5		7
島根出張所			1		1
《西中国ブロック》 西中国地区センター事務所	1	1	6		8
山口出張所			1		1
《四国ブロック》 四国地区センター事務所	1	1	6		8
《九州ブロック》 九州地区センター事務所	1	1	3		5
全 体	9	8	50		67

(2) 職員研修及び互助会

① 協会主催の研修

ア. 本部事務局は、次のとおり研修を実施した。

研修会名 (実施日)	課題	参加人員
相談業務グループ研修 (全体会2023.6.24 分散会2023.6.26～30)	「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」を踏まえた意思決定支援におけるひかり協会の役割や相談の留意点について	66
新センター長研修 (2023.11.27)	(1) 公益財団法人の公益性と透明性 (2) 事務局の位置づけとセンター長の任務 (3) 事務所運営 (4) 守る会との協力関係 (5) 現在直面している(しそうな)問題など	2
新副センター長研修 (2023.12.19)	(1) 三者会談方式による救済事業と関係者の思い (2) 事務局の位置付けと地区センター長職務の理解 (3) 副地区センター長の役割 (4) 守る会との協力関係 (5) 副地区センター長としての問題意識(感想等)	2
入職3年以内職員研修 (2023.9.7～8)	(1) 精神障害及び知的障害・発達障害、事例検討 (2) 意思決定支援 (3) 障害者総合支援法と地域包括ケアシステムなど社会保障の動向 (4) 肢体障害と二次障害 (5) がんの理解とがん発症者の相談支援	5
入職3年以内職員研修 (2024.2.8～9)	(1) 当事者主体の相談支援 (2) 今後の生活設計実現の援助 (3) 行政協力(生活設計実現関係の協力) (4) 高齢障害者の実態と課題 (5) 認知症理解とコミュニケーションの取り方	5
新規採用職員研修 (2023.7.6～7)	(1) 事件と協会設立までの運動 (2) 守る会運動と「三者会談方式」 (3) 改正した「40歳以降のあり方」 (4) ひかり協会の行う相談事業の基本 (5) ひかり協会の歩み	8
新規採用職員研修 (2023.12.14～15)	(1) 被害者の全体的な実態について (2) 守る会の協力 (3) 2つの重点事業の取組 (4) 障害者の人権 (5) ひかり協会の財務と諸規程 (6) ハラスメント	5

イ. 事務局長及び地区センター長は、「実施要綱」に基づき、他団体主催の研修会へ職員を派遣し研修を進めた。

ウ. 地区センター長は、ブロックごとに相談事業に関わる自主的・基礎的な研修を進めた。

② 互助会の状況

職員福利厚生事業として「ひかり協会互助会制度」(1993.7.3 第196回常任理事会決定)に基づき、活動を進めた。

互助会の目的(協会職員、常勤理事の相互の扶助と福祉を図り、救済事業の発展に寄与すること)にしたがい、慶弔費の給付及び保健事業などが行われ、協会予算の範囲内で補助を行った。

Ⅲ. 事業報告

基本的事項

1. 被害者救済事業

(1) 2023年度（第三次10ヵ年計画前期3年度）の取組状況

① ブロックの事業と運営の推進

第50期は、第三次10ヵ年計画前期（2021～2024年度）の3年度として、守る会、地域救済対策委員会、行政などの関係者の協力を得て、第三次10ヵ年計画及び「40歳以降の被害者救済事業のあり方」（以下、「あり方」）に基づき、2つの重点事業を中心に各種の事業・運営の課題に適切に取り組んだ。2つの重点事業の関係では、「自主的健康管理の援助要綱」及び「障害のある被害者の生活設計実現の援助要綱」にしたがって、事業を計画的に実施した。なお、新型コロナウイルス感染防止対策だけでなく合理的・効率的な会議運営のため、Web機器を積極的に活用した。

また、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」に係る守る会の提言を踏まえた「終生にわたる事業と運営・体制の構想」（案）を作成し、守る会や専門家など関係者の協力を得て検討を行った。高齢者の医療制度に対応する医療費等入力システム構築については、検討・準備を進め2024年度上半期には本格稼働できる見込みとなった。

② 自主的健康管理の援助

救済事業協力員体制と活動の前進により、被害者同士の連帯した自主的健康管理の取組が図られた。「救済事業協力員制度要綱」に基づき、積極的に「呼びかけ」活動が行われ、被害者同士のつながりに深まりがみられた。

救済事業協力員（以下、協力員）は639名（2024年3月末）が活動し、協力員による被害者同士の対話を重視した「呼びかけ」活動を進めた。また、健診受診の定着がみられない対象者への個別の受診勧奨や、相談員の協力を得て健診結果のフォロー及び要精密検査・要治療の対象者への対応を行うなど、自主的健康管理の援助に取り組んだ。

がん等の健康課題の対策の一環として、肝炎ウイルス陽性者に対して専門医療機関での受診を促進し、また禁煙に関心のある被害者には相談員の協力を得て相談対応を継続した。口腔衛生・口腔機能の維持・向上については、かかりつけ歯科医での受診を勧奨したり、オーラルフレイルに着目して取り組んだりした。

また、自主的健康管理のための自主的グループ活動については、コロナ禍で延期となっていた計画を実施したり、障害のある被害者の参加もみられるようになったり、施設の協力も得て外出の機会をもつ取組もみられた。

「私の健康設計（60歳代）」に代わる「私の健康設計（70歳代）」（案）は、協力員・専門家の協力を得て検討し、内容を決定した。名称も「これからの私」として次年度から活用することとした。

③ 障害のある被害者の生活設計実現の援助

「私の生活設計と協会援助プラン」を取組の基本とし、被害者の現状と課題を明らかにして生活設計実現の取組を「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」を踏まえて援助した。

「生活の場」や「後見的援助」の確保・変更が困難であった被害者、もしくは新たな確保が必要になった被害者については早期実現をめざした。障害者総合支援法及び介護保険法が適用される対象者のサービス利用への相談援助を実施した。また、個々の障害のある被害者に対する適切な後見・介護を確保するため、障害者総合支援法・介護保険法の関連事業や成年後見制度、日常生活自立支援事業の活用促進を図る後見・介護費事業を継続した。

糖尿病など生活習慣病や二次障害などの健康課題、介護態勢や日中活動の場の変化、入院時や災害等緊急時の対応、後見人の身上保護や意思決定支援の課題などについても取り組んだ。健康課題に対しては、生活環境の整備や障害症状の維持・悪化防止の対策に取り組み、生き甲斐や充実感のある暮らしが実現するように援助した。また、嚥下機能の低下が課題となっており、誤嚥性肺炎を防ぐことを重視して取り組んだ。

施設入所や在宅の障害のある被害者を訪問するふれあい活動については、訪問可能な対象者や施設等の状況などの情報を守る会に伝えるなど取組の推進を図った。

④ 協力体制

ア. 行政協力

「三者会談」や「三者会談」救済対策推進委員会は対面で開催した。「あり方」に基づく事業推進の行政協力として、主に高齢期の被害者の保健・医療や障害のある被害者の生活に関わる施策の充実を要請した。障害者総合支援法と介護保険法の適用関係に係る問題については、関係4課の事務連絡「(公財)ひかり協会による障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について(依頼)」(2019.1.10)を活用して、介護保険優先原則に係る具体的課題の解決に取り組んだ。現在のところ多くの被害者は適切なサービスを受けられる状況となっているが、介護保険移行後の状況を把握することも重視して取り組んだ。

4項目の「行政協力の仕組みづくり」に関しては、都道府県・政令市・特別区など全国自治体を対象にした「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」をオンラインで開催し、多くの自治体に参加するなどの成果があった。また、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて(2014.8.28 食安企発0828第2号)」及び「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について(2014.12.3 食安企発1203第2号)」の活用を促進した。

イ. 守る会の協力

本部二者懇談会では、2024年度事業計画・予算に対する意見・要望及び「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)などについて懇談した。

2つの重点事業の実施及び行政協力懇談会をはじめ行政協力を推進するために必要な協議を、守る会の協力を得て行った。

また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」(以下、「対策対象者名簿」)へ氏名を載せる取組についても、守る会の協力を得て推進した。

ウ. 専門家の協力

救済事業専門委員会においては、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)などについて意見を求めた。また、「私の健康設計(70歳代)」(案)の作成や「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」に基づく相談対応などの検討について協力を得た。認定委員会には、飲用認定申請に係る審査・判定で協力を得た。

地域救済対策委員会においては、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)や「私の健康設計(70歳代)」(案)などについて意見を求めた。また、2つの重点事業の取組の

具体化に対する協力を得た。さらに、「私の生活設計と協会援助プラン」の対象者への相談対応や事例検討、及び自主的健康管理の援助の対象者に対する必要な専門的相談援助やブロックの研修についての協力を得た。

相談業務グループ研修では、講師として救済事業専門委員1名、助言者として地域救済対策委員5名の協力を得た。

地域連絡協議会は、対面とWebの混合により開催し、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)や意思決定を尊重した相談などについて意見交流した。

⑤ 「三者会談」の三者の協力

三者会談確認書に基づく恒久救済事業が充実するよう引き続き三者に協力を要請し、第三次10ヵ年計画の取組の促進を図った。

また、「終生にわたる事業と運営・体制の構想」(案)について意見を求めた。

⑥ 法人の運営と体制

公益財団法人として、公益性を重視した事業運営のために必要な内部監査及び現地指導・援助を実施した。評議員会及び理事会については、Webと対面の混合で実施した。

人材育成については、ブロック単位の研修を重視するとともに、新規採用職員研修及び入職3年以内職員研修を各2回(前期・後期)に分けて実施した。また、新地区センター長及び新副地区センター長研修を実施した。

本部事務局体制の改編後の運営については、事務局長・事務局次長の連絡調整会への出席や、事務局長・事務局次長と両本部主任による連絡会、本部事務局会議の定期開催などにより、本部事務局運営の強化を図った。また、本部事務局は1名増員し、現地の事務処理の本部集約の推進、常勤理事の担当実務の本部職員への移行をさらに進めた。また、医療費等入力システムの導入のための取組や、守る会との「覚書」締結に基づく守る会機関紙「ひかり」の発送業務などを実施した。

2. 調査・研究の実施と公表に関する事業

救済事業を被害者の実態に即したものにするために、大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座公衆衛生学教室に委託し、アンケート①グループの死亡とがん罹患の分析を行う調査を継続した。

3. 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業

「森永ひ素ミルク飲用者の認定に係る事務要領」にしたがって、都道府県の窓口の協力を得て申請の受付を行い、協会の認定委員会において審査を行った。また、協会のホームページに飲用認定の事業内容を掲載し、認定希望者への情報提供の機会とした。認定の結果は次のとおりであった。

※以下の数値は2024年3月31日現在であり、()内は前年度の数値である。

○2023年度 認定申請者数：1名(6名)

○2023年度 認定者数：2名(1名) ※前年度からの継続審査者5名

被害者救済事業の具体的事項

1. 対象者の状況

被害者救済事業の対象者の概要は、次のとおりであった。

○対象者数：13,462名（13,460名）

○常時協会と連絡を希望する対象者（アンケート①対象者）数：5,233名（5,295名）

2. 主な救済事業

(1) 相談事業

① 生活設計実現の援助プログラムの推進のための活動

ア. 障害のある被害者（ひかり手当・健康管理費特1級の対象者を基本）の健康と自立の課題に対しては、個々の「私の生活設計と協会援助プラン」に沿った援助プログラムに基づき、より系統的で充実した相談活動を、年間計画を立て実施した。多くは対面での訪問相談ができるようになり状況把握や本人の思いを反映したプラン作成が充実した。

イ. 「私の生活設計」は、対象者が「誰と、どこで、どのように暮らすか」を自らの意思で選択・決定できるよう援助することを基本とし、障害・症状の悪化や新たな病気の罹患、家族状況の変化などがあっても、本人の意向や願いが「私の生活設計」に具体的に描けるように援助した。「私の生活設計と協会援助プラン」は基本的に対象者全員が1年に1回作成し、振り返りを行った。急な入院・手術の手続き、終末期の医療や支援などについて、事前の意思確認や意思決定に関わる支援態勢づくりなどの取組を、「ひかり協会における意思決定支援に関するガイドライン」に基づき対象者の状況に応じて支援した。

「生活の場」の確保に関しては、厚生労働省の事務連絡「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(2016.9.26)を活用し、介護保険施設やサービス付き高齢者向け住宅など高齢者施設も選択肢に入れて実現を図った。身体や認知機能の低下により、自宅や障害者の入所施設・グループホームから介護保険施設へ移行したり、移ることを求められる事例が増えてきている。施設見学やショートステイを体験するなど本人の意思を尊重した介護保険施設への移行となるよう取り組んだ。

また、「後見的援助者」については、兄弟姉妹の高齢化の他に配偶者の認知機能の低下などから第三者の成年後見人による支援に変更した事例があった。

2023年度実績は以下のとおりであった。

○「生活の場」の確保・変更：11名（11名）

○「後見的援助者」の確保・変更：4名（6名）

成年後見制度利用の費用援助対象としている実人数：105名（105名）

また、介護保険優先原則に係る課題については「介護保険優先原則に係る課題に対する取組指針」に基づき、関係4課の事務連絡「(公財) ひかり協会による障害のある森永ひ

素ミルク中毒被害者への適切なサービス提供に向けた取組に対する協力について（依頼）」（2019.1.10）を活用して解消に取り組んだ。

今後も、移行後の状況を引き続きいねいに把握していくことや、ケアマネジャー等の新たな関係づくりの援助が必要である。

- ウ. 糖尿病などの生活習慣病や二次障害など健康課題への計画的援助が必要な被害者について、充実感のある暮らしのための取組の一環として、健康課題について相談を行い、「私の生活設計と協会援助プラン」に基づき計画的に取り組んだ。行政保健師や訪問看護師など社会資源の活用や、理学療法士・作業療法士・保健師などの地域専門委員及び相談員を確保することによる専門的相談の充実など、地域の支援ネットワークの強化にも継続して取り組んだ。

糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の対象者に対しては、主治医の治療方針と協会や支援関係者の取組が一致するように連携を重視した。配食サービスの活用やヘルパー利用を増やすことによる食事管理や訪問看護による服薬管理、相談員の定期訪問などの取組により改善傾向となった事例もある。一方で意欲・食欲の低下から体重が減少する事例もみられるようになった。

二次障害やその不安を抱える肢体障害の対象者に対しては、専門医療機関との連携や訪問・通所リハビリの活用を図った。また、理学療法士など専門家による身体機能の評価と、身体機能の維持・改善、日常生活の動作の改善、支援機器や環境整備への助言、障害福祉サービスの活用への助言などの専門的な助言・指導を重視した。職員をはじめ、協力専門家や行政保健師等の訪問が可能となり、車いすで座位を保てなくなった対象者が訪問リハビリを導入するなど意欲的な取組がみられた。

- エ. 口腔機能・口腔衛生の維持は、高齢期の障害のある被害者にとって重要であるため、特に誤嚥性肺炎を防ぐことを重視して取り組んだ。グループホームや通所事業所での口腔体操など関係機関の協力も得た取組もみられた。

- オ. 地域救済対策委員会の協力を得て、事例検討の充実及びネットワーク会議の活性化を推進した。また、Webを活用した会議開催が定着し計画通り開催でき、出席率も高くなっている。

○全ブロックの地域救済対策委員会実施回数：62回（62回）

- カ. 症状別課題別懇談会については、17回の計画中8回の実施となった。

- キ. 被害者対応の基本に係る相談事業の職員研修を、ブロック単位を基本にブロックの課題に即して実施した。また、全職員を対象に、高齢期の障害のある被害者の相談の充実を図るため相談業務グループ研修を実施した。

② 行政施策、社会資源の活用

- ア. 障害のある被害者に対する保健・医療・福祉・労働などに関わる、協会・行政・地域の社会資源による複層的な支援ネットワークづくりを進めた。ネットワーク会議において、対象者についての共通認識を深めるとともに、関係機関の役割を明確にする取組を進めた。障害の重度化や病状が悪化した場合の入院を含む医療や、介護力の低下・消失によるショートステイの利用を進めた。

災害等緊急時の対応については、「障害のある被害者の地震等災害時対策に係る取組資料」（第182回理事会 2015年3月8日）を参考に、行政の施策の活用を進めた。

イ. 職員と相談員は協力して、後見人、自治体の保健師、病院・施設・相談支援専門員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、主治医や訪問看護師、ヘルパー、民生委員などと日常的に連携し、ネットワークの支援内容を充実させた。

ウ. 都道府県窓口課を中心とする行政協力懇談会を定期開催し、また、「行政協力の仕組み」を通じて保健所・市町村・福祉事務所・職業安定所などとの連携を強めた。厚生労働省通知に基づく「対策対象者名簿」の管理・活用を行う保健所や、労働局・職業安定所が中心になって、障害のある被害者に対する保健・医療・福祉・労働などの総合的なサービス実施を促進した。行政協力懇談会については、Web による開催もあったが、多くは対面での開催が可能となった。

○都道府県・政令市の保健・福祉・労働など関係課との行政協力懇談会実施回数
全ブロック：53回（53回）

エ. 相談支援事業者や居宅介護支援事業者との連携を重視し、「私の生活設計」に基づく本人のニーズをサービス等利用計画やケアプランの作成・見直し、及びサービスの支給決定に反映させるように取り組んだ。また、相談支援事業者が招集するサービス担当者会議やモニタリングについても、重要な相談支援として連携を重視した。そのために、関係機関向けパンフレットを積極的に活用した。

オ. 高齢期の課題に対応する総合的な相談については、行政や保健師及び地域の社会資源につなげることを基本として取り組んだ。公的施策や地域の社会資源に結びつくことが困難な被害者については、「対策対象者名簿」や必要に応じて「対策対象者要請内容」を活用して、行政や地域の社会資源及び関係機関などに結びつけるように個別の対応を行った。

③ 自主的健康管理促進と協力員活動

ア. 対象となる被害者（原則としてアンケート①対象者）に対して、健康についての「呼びかけ」を行い自主的健康管理の向上を図るため、守る会の協力を得て協力員の増員を図った。

○協力員の委嘱数：715名（726名）

イ. 「呼びかけ」活動を通じて、検診受診や事業参加の勧奨、健康についての話題交流など、「連帯して健康を守るネットワークづくり」を促進した。「呼びかけ」活動で把握できた対象者の健康状態やニーズ、専門的な相談が必要と思われることなどについては、速やかな相談などの事業実施を図った。

被害者同士のつながりに重点を置いた取組により対話の内容に広がりが見られ、医療費申請や検診受診に結びついた事例や、協力員からの連絡を受け生活困窮等の課題について行政協力を得て取り組んだ事例もあった。

ウ. 「救済事業協力員制度要綱」に基づく活動に対する協力員の理解・協力では、協力員研修会議において「終生にわたる事業と運営・体制の構想」（案）や「私の健康設計（70歳代）」（案）などについて意見交流を行った。

○全ブロックでの協力員研修会議開催回数：77回（70回）

エ. 協力員活動は、現地二者懇談会と合わせてブロック制に基づく「事業推進の軸」の活動であり、守る会に組織的協力を求めた。協力員の負担を軽減するために、連絡をとることが非常に困難な対象者を「呼びかけ」活動の対象者から除くようにしたが、全ブロックでアンケート区分①の77.4%に「呼びかけ」活動が実施された。

○協力員による「呼びかけ」の対象者数：4,086名（4,141名）

オ. 健康懇談会は、昨年度に引続きフレイル予防の理解と定着を図る企画が多くみられた。実施に当たっては、対面が基本となったが、一部オンラインでの参加もできるよう工夫して取り組んだ。

○全ブロックでの健康懇談会実施回数：36回（28回）

④ 全被害者を対象にした相談事業を、次のとおり実施した。

○相談を受けた実人数：1,659名（1,749名）

（2）保健医療事業

① 自主的健康管理の援助

ア. 「ひかり協会検診事業推進要綱」に基づく公的健診（特定健康診査・職場健診などを含む）の受診を基本とし、障害のある被害者を対象にした協力医療機関での検診を実施した。医療機関で定期的に検査を受け必要な検診項目を受診している場合を除き、すべての被害者が毎年健診（検診）受診するよう働きかけ、基礎検診・がん検診などの健診（検診）受診の促進と定着を図った。過去3年間未受診・未把握の対象者には、個別に文書または電話で受診勧奨した。退職などにより医療保険の種類が変わっても特定健康診査に円滑に移行できるように、適切な情報を提供した。特定健康診査で不足する検査については、追加検査の必要性を周知した。また、近くにかかりつけ医をもつことを推奨して、日常的な健康管理と病気の早期発見・早期治療に結びつけるよう取り組んだ。

ひ素中毒特有の病変（点状白斑、角化症）など皮膚症状のある被害者については、継続してリスト化し状況を把握した。皮膚特別検診の対象者のうち検診を希望する対象者には、3～4年に1回継続的に受診するように勧奨した。

口腔衛生と口腔機能の維持・向上は、高齢化を迎えるに当たり一層重視した。特に障害のある被害者は、加齢に伴い誤嚥性肺炎が増加しており、保健師や相談員（歯科衛生士・言語聴覚士など）による専門的指導を促進した。

健診（検診）結果を協会に提供し援助を希望する被害者に対しては、相談員の協力を得てデータに基づく助言・指導を2022年度に検討・整理した「高齢期の被害者に適した健診（検診）結果に基づくアドバイス」や「生活習慣病の発症・重症化における高リスク対象者の考え方」を踏まえて取り組んだ。

協会の各種検診と費用援助を、次のとおり実施した。なお、がん検診受診を把握した人数は、5つのがん検診に対して協会が費用援助した人数に、協力員の「呼びかけ」活動で把握した5つのがん検診受診人数を加えた人数である。

○基礎検診の合計実人数：2022年度 3,130名（2021年度 2,977名）

○がん検診受診を把握した延べ人数 2022年度 7,400名（2021年度 7,262名）

・肺 : 2022年度 2,180名（2021年度 2,205名）

・胃 : 2022年度 1,910名（2021年度 1,833名）

・大腸 : 2022年度 2,094名（2021年度 2,072名）

・乳 : 2022年度 645名（2021年度 609名）

・子宮 : 2022年度 571名（2021年度 543名）

○協会検診受診者数：391名（369名）

○自己負担を援助した協会検診以外の検診受診者数：956名（792名）

イ. C型肝炎ウイルス陽性者を肝炎診療ネットワーク（都道府県連携拠点病院、専門医療機関、及び専門医療機関と連携した協力医療機関）につなげ、受療状況の把握を行うことに重点を置いて相談活動を行った。肝炎ウイルス検査を受診した場合の検査費用の援助を継続した。

また、たばこについては、肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防のために禁煙や受動喫煙防止についての意識向上や、禁煙に関心のある被害者に対して禁煙外来のある医療機関や禁煙に係る情報提供を行った。禁煙に取り組んでいる対象者には、職員や相談員から個別に文書や電話で働きかけ、禁煙が継続するように取り組んだ。

ウ. 障害のある被害者の健康課題に対して、保健相談活動が行われるよう取り組んだ。そのため、主治医との連携を重視し、また協会の相談員とともに行政保健師などによる対応や、訪問看護師の活用を促進した。

二次障害を抱える肢体障害の対象者、糖尿病など生活習慣病を抱える知的障害や精神障害の対象者に対しては、予防や重症化防止などの相談援助を計画的・継続的に行った。

② 公的施策の活用

被害者の自主的健康管理が促進されるよう、都道府県策定の「がん対策推進計画」や「都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画」などの公的施策活用のため、行政との連携や医療機関との協力関係の充実に取り組んだ。

③ 保健医療支給基準に基づく事業実施

「あり方」に基づく「金銭給付基準」の保健医療費の支給を行った。それについては、「ブロック制実施要綱」に沿って、地区センター長が円滑に判断、事業実施できるように取り組んだ。

○医療費の支給人数：3,789名（3,802名）

支給総額：433,887,273円（413,406,530円）

○健康管理費の支給人数：166名（170名）

支給総額：34,330,000円（35,490,000円）

(3) 生活の保障・援助事業

① 生活設計実現の援助

ア. 施設入所・グループホーム等の利用を希望する対象者への取組では、厚生労働省通知（2013.2.27 食安企発0227第1号）、障害福祉課との連名による通知（2013.2.27 食安企発0227第2号・障障発0227第2号）、老健局との連名通知（2013.2.27 食安企発0227第3号・老高発0227第1号・老振発0227第1号・老老発0227第2号）を活用して、円滑な入所・利用を促進した。

イ. 個々の対象者に対する保健・医療・福祉・労働などの地域の支援ネットワークづくりを進め、被害者（親族）が主体的に活用できるよう援助した。

② ひかり手当、後見・介護費

「あり方」に基づく「金銭給付基準」のひかり手当及び後見・介護費の支給を行った。それについては、「ブロック制実施要綱」に沿って、地区センター長が円滑に判断、事業実施できるように取り組んだ。

○生活手当の支給人数：374名（387名）

支給総額：304,777,414円（308,476,596円）

○調整手当の支給人数：178名（184名）

支給総額：88,885,300円（89,783,900円）

（4）生活充実支援事業

① 日中生活の充実の支援

（旧）労働省通知（1985.3.25障対第4号）に基づく労働行政や就労・日中活動支援事業所などの地域の社会資源を活用し、働く場の確保や就労の安定・継続の援助を行った。就労以外の多様な社会参加や生活充実を望む対象者に対しては、公的制度や地域の社会資源の活用を基本にし、行政協力を得て障害者総合支援法や介護保険制度の事業も活用しながら日中活動の充実を図った。

② 生活充実支援支給基準に基づく事業実施

「あり方」に基づく「金銭給付基準」の施設利用助成金や生活充実助成金の支給を行った。これらについては、地区センター長が「ブロック制実施要綱」に沿って、円滑に判断、事業実施できるように取り組んだ。

（5）その他の救済事業

① 二者懇談会の開催

ブロック制を活かした第三次10ヵ年計画に基づく事業を推進するため、本部・現地の二者懇談会を Web 機器の活用など工夫して開催した。

○本部二者懇談会：2回（内、拡大本部二者懇談会：1回）（2回）

○現地二者懇談会：71回（内、ブロック二者懇談会：12回）（73回）

② 自主的グループ活動や現地交流会の実施

ア. 自主的グループ活動については、守る会の主体的な取組により、自主的健康管理に関する取組や障害のある被害者の社会参加・孤立防止を推進し、「連帯して健康を守るネットワークと障害のある被害者の地域での支援ネットワークづくり」の具体化を図るように計画された。障害のある被害者が参加しやすい企画や近隣への外出支援の取組が各地域で再開され、昨年度以上に地域での交流とネットワークづくりがみられた。

○全ブロックの自主的グループ活動実施回数：50回（17回）

イ. 被害者が交流討議する現地交流会については、開催方法など二者懇談会で検討し計画に沿って開催した。

○全ブロックの現地交流会実施回数：22回（18回）

③ ふれあい活動

ふれあい活動は、守る会役員や協力員などが障害のある被害者とのつながりを深め、障害のある被害者を孤立させない活動として重視した。昨年度も多くのブロックで訪問活動の再開がみられたが、今年度は、訪問可能な施設も増えたり、短時間の訪問など工夫しながら活発な活動が行われた。

○全ブロックのふれあい活動実施回数：41回（13回）

④ 広報事業

会報「ふれあい」を4回発行した。

ホームページについては、「あり方」、第三次10ヵ年計画、会報「ふれあい」、40年史、行政及び関係機関向けパンフレット、医療関係費用申請書などを掲載するなど、必要な広報活動を充実させた。また、公に発表・出版された論文や協会が発行・収集した文献などの一覧については、ホームページに掲載した。

⑤ 業務の簡素化・効率化

第三次10ヵ年計画を推進するため、「救済業務の手引」の活用や諸規程の整備、本部報告の様式化などにより、業務の簡素化・効率化を進めた。また、Web会議用のパソコンの活用を促進した。

※事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。

事業報告と定款の関係表

事業報告	定 款
基本的事項	
1. 被害者救済事業	
(1) 2023年度（第三次10ヵ年計画前期3年度）の取組状況	
①ブロックの事業と運営の推進	第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
②自主的健康管理の援助	第4条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業
③生活設計実現の援助	第4条（3）被害者の生活保障又は援護に関する事業
④協力体制	第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
⑤法人の運営と体制	第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 調査・研究の実施と公表に関する事業	第4条（6）前各号の事業に関連する調査・研究の実施と公表に関する事業
3. 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業	第4条（7）森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
被害者救済事業の具体的事項	
1. 対象者の状況	
2. 主な救済事業	
(1) 相談事業	第4条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
(2) 保健医療事業	第4条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業 第4条（2）被害者の治療・養護に関する事業
(3) 生活の保障・援助事業	第4条（3）被害者の生活保障又は援護に関する事業 第4条（4）被害者の教育及び保護育成に関する事業
(4) 生活充実支援事業	第4条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
(5) その他の救済事業	第4条（1）被害者の継続的健康管理に関する事業 第4条（5）被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業 第4条（8）その他前条の目的を達成するために必要な事業